

令和 7 年 1 月 17 日

一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和7年1月17日

一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第1号

一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

一宮市建築基準法施行細則(昭和57年一宮市規則第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(建築物の構造計算に関する報告) 第3条の2 建築主は、法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする場合で、市長が別に定めるプログラムを用いて構造計算を行ったものであるときは、当該構造計算を行うために入力した電磁的記録についてフロッピーディスク等の記録媒体により建築主事に報告しなければならない。この場合において、当該記録媒体には、<u>申請者</u>の氏名及び申請年月日を記載した書面を貼り付けなければならない。 し (尿尿浄化槽等の設置に係る報告等) 第6条 略 2 略 3 第1項の規定による報告は、法第6条第1項(法第87条第1項_____において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請(法第18条第2項の規定による計画の通知を含む。)と同時にしなければならない。 4 第1項の規定は、法第6条の2第1項(法第87条第1項_____において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けようとする場合については、適用しない。 (工事取りやめの報告) 第8条 建築主又は築造主は、法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する	(建築物の構造計算に関する報告) 第3条の2 建築主は、法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする場合で、市長が別に定めるプログラムを用いて構造計算を行ったものであるときは、当該構造計算を行うために入力した電磁的記録についてフロッピーディスク等の記録媒体により建築主事に報告しなければならない。この場合において、当該記録媒体には、<u>建築主</u>の氏名及び申請年月日を記載した書面を貼り付けなければならない。 し (尿尿浄化槽等の設置に係る報告等) 第6条 略 2 略 3 第1項の規定による報告は、法第6条第1項(法第87条第1項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請(法第18条第2項の規定による計画の通知を含む。)と同時にしなければならない。 4 第1項の規定は、法第6条の2第1項(法第87条第1項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けようとする場合については、適用しない。 (工事取りやめの報告) 第8条 建築主又は築造主は、法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する

場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物_____又は工作物の工事を取りやめた場合においては、その旨を工事取りやめ報告書により建築主事に報告しなければならない。

(申請書等記載事項の変更)

第19条 略

- 2 法第77条の21_____に規定する指定確認検査機関は、法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

_____)の規定による確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該確認済証の交付に係る工事が完了するまでの間に、省令第3条の5第3項第1号イからニまでに定める書類(省令別記第2号様式の第4面から第6面までによる書類を除く。)の記載事項に変更があったことを知ったときは、報告事項変更届に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- 3 前2項の規定は、これらの規定に規定する変更に関し、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合については、適用しない。

(計画通知 への準用)

第29条 第2条、第3条の2及び第27条の規定は、法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画通知について準用する。

場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめた場合においては、その旨を工事取りやめ報告書により建築主事に報告しなければならない。

(申請書等記載事項の変更)

第19条 略

- 2 法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関は、法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

次項において同じ。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該確認済証の交付に係る工事が完了するまでの間に、省令第3条の5第3項第1号イからニまでに定める書類(省令別記第2号様式の第4面から第6面までによる書類を除く。)の記載事項に変更があったことを知ったときは、報告事項変更届に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- 3 前2項の規定は、これらの規定に規定する変更について、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては、適用しない。

(計画の通知への準用)

第29条 第2条、第3条の2及び第27条の規定は、法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知について準用する。

- 2 第6条第2項の規定は、法第18条第20項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき完了の通知(法第18条第2項の通知に係る工事に係るものに限る。)をしようとする場合に準用する。

- 3 第6条第4項の規定は、法第18条第4項(法

2 <u>第6条第2項、第8条及び第19条</u> の規定は、法第18条第3項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき確認済証の交付があった場合について準用する。この場合において、第19条第1項第2号中「別記第8号様式」とあるのは「別記第42号の7様式」と、同項第3号中「別記第10号様式」とあるのは「別記第42号の9様式」と、同項第4号中「別記第11号様式」とあるのは「別記第42号の10様式」とそれぞれ読み替えるものとする。	<u>第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき計画の通知をしようとする場合に準用する。</u> 4 第8条並びに第19条第1項及び第3項の規定は、法第18条第3項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき確認済証の交付があった場合について準用する。この場合において、第19条第1項第2号中「別記第8号様式」とあるのは「別記第42号の7様式」と、同項第3号中「別記第10号様式」とあるのは「別記第42号の9様式」と、同項第4号中「別記第11号様式」とあるのは「別記第42号の10様式」とそれぞれ読み替えるものとする。 5 第19条第2項及び第3項の規定は、<u>法第18条第4項の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。この場合において第19条第2項中「第3条の5第3項第1号イからニまで」とあるのは「第8条の2第7項第1号イからニまで」と、「別記第2号様式の第4面から第6面まで」とあるのは「別記第42号様式の第4面から第6面まで」と読み替えるものとする。</u>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。